

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 1 6 日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について

先般、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 18 条の 4 の規定により、登録基幹技能者講習として、新たに登録圧入工基幹技能者講習が登録されたところです。

これを踏まえ、今般、規則第 7 条の 3 第 3 号の規定に基づき、登録圧入工基幹技能者講習を修了した者を、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成 30 年国土交通省告示第 435 号）の改正を行い、本日から施行することといたしました。

本改正により、当該講習の修了者は、とび・土工工事業の主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者の要件を満たす者となりました。

貴団体におかれましては、改正内容について、傘下の建設業者に対して周知いただきますようお願いいたします。

以上

○国土交通省告示第八百三十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成三十年国土交通省告示第四百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	<p>許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）</p>	(略)	とび・土工工事業 一〇十四 (略) 十五 登録圧入工基幹技能者	(略)
改正前		<p>許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）</p>	(略)	とび・土工工事業 一〇十四 (略) (新設)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。